

議案第203号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年9月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等の事務に係る手数料の額を定める必要があるによる。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）関係の手数料 別表第11

第2条第2項中「別表第11」を「別表第12」に改める。

別表第11を別表第12とし、別表第10の次に次の1表を加える。

別表第11

事 務	名 称	金 額
1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関する登録申請手数料	次に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		(1) 1戸 6,000円
		(2) 2戸以上4戸以下のもの 7,000円
		(3) 5戸以上9戸以下のもの 9,000円
		(4) 10戸以上29戸以下のもの 11,000円

賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査		(5) 30戸以上39戸以下のもの 12,000円 (6) 40戸以上49戸以下のもの 13,000円 (7) 50戸以上99戸以下のもの 15,000円 (8) 100戸以上のもの 20,000円
2 法第12条第1項の規定に基づく登録事項の変更（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の追加に係るものに限る。）の届出に対する審査	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関する登録事項変更手数料	次に掲げる追加される住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 1戸以上4戸以下のもの 1,000円 (2) 5戸以上9戸以下のもの 3,000円 (3) 10戸以上19戸以下のもの 4,000円 (4) 20戸以上29戸以下のもの 5,000円 (5) 30戸以上39戸以下のもの 6,000円 (6) 40戸以上49戸以下のもの 7,000円 (7) 50戸以上99戸以下のもの 9,000円 (8) 100戸以上のもの 13,000円

備考 審査の対象となる住宅又は住戸が共同居住型賃貸住宅（2人以上の賃借人を入居させるための住宅又は住戸であって、これらの者が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有するものをいう。）の場合は、賃借人ごとの専用部分の数をもって戸数とみなす。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。